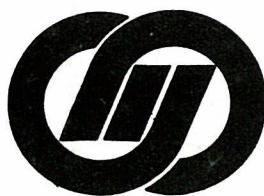


第41号 1.11.20

おもな内容

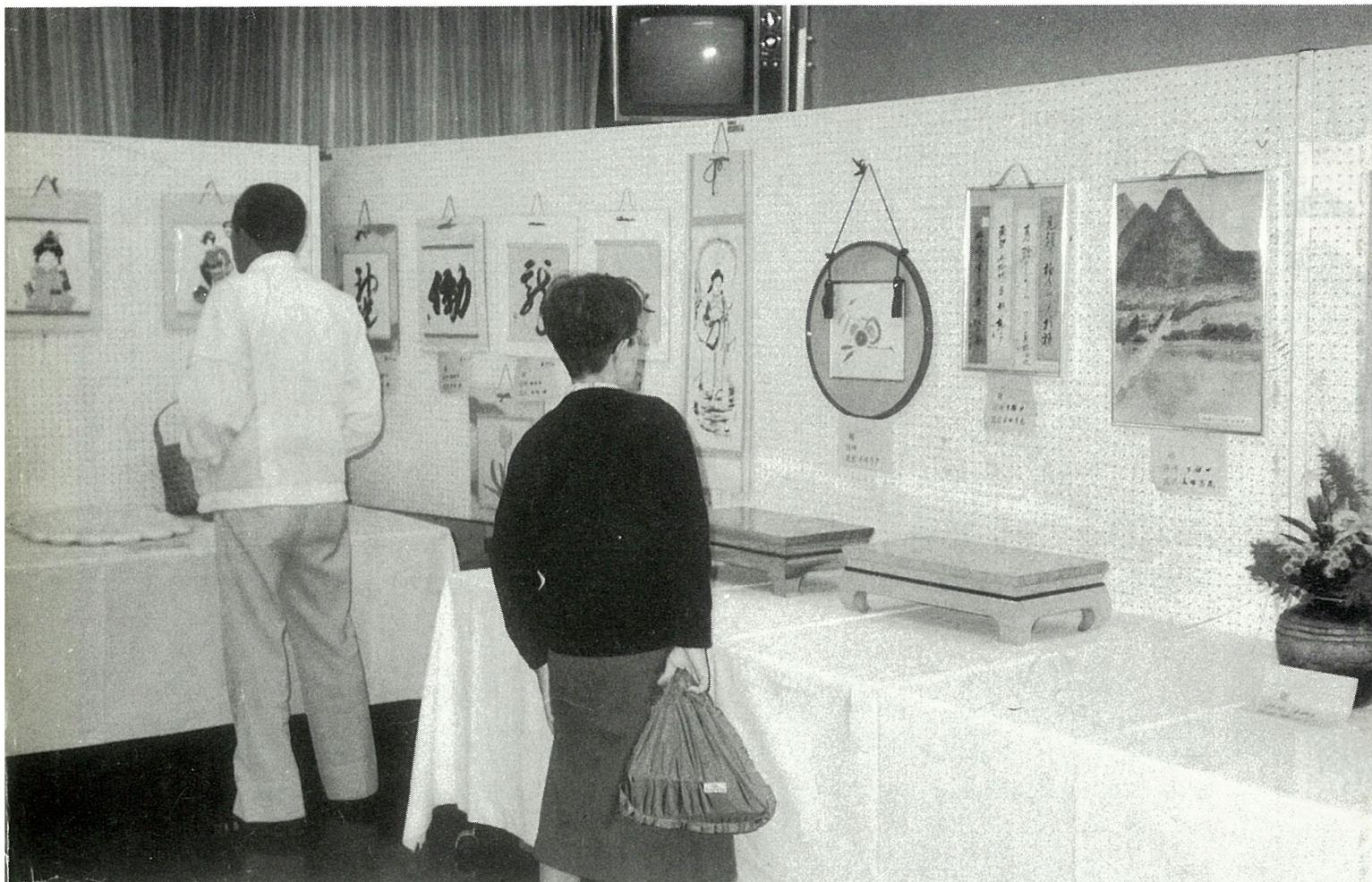
- 第3回定例会 ..... ②
- 意見書を採択 ..... ⑤
- 第3回臨時会 ..... ⑤
- 昭和63年度各会計の決算 ⑥
- そこが聞きたい ..... ⑧
- 議会日誌 ..... ⑫



# かわべ 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会



福寿大学(篠田日一会長、会員172人)の文化祭が、11月7日、8日の2日間開かれ、日頃の成果を披露しました。

ことしで7回目を迎えた会場となった中央公民館には、ことしも菊花、盆栽、一般作品など一技、一能にすぐれた力作が多数展示され、訪れた人たちの目を楽しませていました。

## 第3回 定例会

# 土曜閉庁の関連条例案などを可決

## 任期満了により常任委員なども改選

平成元年第三回定例会は、九月十九日から二十七日までの九日間開きました。

提出された案件は、平成二年四月一日から実施へ向けての土曜閉庁に関連する条例関係をはじめ昭和六十三年度各会計の歳入歳出決算の認定など合わせて十七件。それぞれ慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決・承認しました。

また、本定例会では任期満了により常任委員会委員などの改選も行いました。

### 議会構成

#### 常任委員の選任について

#### 任期満了により改選

各常任委員会の委員の任期（一年）が満了したので、次のように新しい委員構成をきめました。

| ▽総務文教委員会 |      |
|----------|------|
| 委員長      | 佐伯幸信 |
| 副委員長     | 船戸進  |
| 委員       | 酒向芳喜 |
| 委員       | 福田雅良 |
| 委員       | 渡辺節夫 |
| 委員       | 井上幹雄 |
| 委員       | 田原芳郎 |
| 委員       | 高井信孝 |

任期満了（任期二年）により、次とおり改選しました。

| 委員長  | 酒向芳喜氏 |
|------|-------|
| 委員長  | 酒向芳喜  |
| 副委員長 | 井上幹雄  |
| 委員   | 渡辺節夫  |

九月二十日で任期満了となる教育委員会委員の馬場周一氏（下吉田三二五番地の一の二の二、大正十五年十二月六日生）の任命について、全会一致で同氏の再任に同意しました。

#### 議会運営委員の選任について

#### 委員長に酒向芳喜氏

#### 馬場周一氏を再任 (全会一致)

九月二十一日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任について町長より同意を求められ、全会一致で山口武重氏（下麻生五七一番地の一、昭和四年一月六日生）の再任に同意しました。

#### 山口武重氏を再任 (全会一致)

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

### 可決した案件

字(あざ)の区域の変更について

#### 土地改良事業により下飯田・福島工区内で (全会一致)

木曾川右岸用水土地改良事業における下飯田・福島工区の本換地作業が進み、協議が整ったことから、以前と区画の変った箇所の字の区域を変更することについて、原案どおり議決しました。



字区域が変更される福島・下飯田工区(下飯田地内)

(3) 平成1年11月20日発行

川辺町の休日を定める  
条例を制定

第二、第四土曜日を町  
の休日に——来年四月  
から  
(全会一致)

町職員の労働時間短縮は、昭和六十年四月から四週五休制、同六十三年四月からは四週六休制(四週のうち二回の土曜日を交代で休む方法)で試行されてきましたが、平成二年四月からは第二、第四土曜日に一斉に休み方式(土曜閉庁)といいます)で実施されます。

この条例は、土曜閉庁実施を機会に「町の休日」を条例で規定するものです。

条例本文は二条からなり、第一条に「町の休日」を次のように明記し、この日は原則として町の機関の執務は行わないとしています。

一、日曜日と毎月の第二土曜日、第四土曜日

二、国民の祝日にに関する法律に規定する休日

三、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

第二条では、町に対する申請

や届出などで期限の定められているものが、町の休日であるときは、町の休日の翌日を期限とみなすと規定しています。

この条例の提案にあたって町長は「国は本年一月から、県は五月から実施している。可茂地域町村は平成二年四月から実施する旨の申し合わせをした。土曜閉庁が円滑に行えるよう、周知宣伝を徹底し、住民の皆様のご理解を得たい。また、行政サービスの低下を招かないよう万全を期して実施する」と説明しました。

川辺町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正

代休制度等について規定を整備  
(全会一致)

本条例も土曜閉庁実施に関する改正で、職員の勤務時間、また勤務を必要としない日に勤務をした場合における代休制度などについて整備を図りました。

川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正

土曜閉庁実施に向けて規定を整備  
(全会一致)

土曜閉庁方式の導入により給与の減額等の条文を改正

(全会一致)

土曜閉庁方式が導入されることに伴い、月の中途による採用や離職等があつた場合の給料の支給や職員が勤務しないときの給与の減額について、また休日勤務手当などの条文について所要の改正を行いました。

主な改正点は、給与条例の整備により、休日の規定の一部について不用となつた部分を削除しました。

これも土曜閉庁に関連する条例の改正です。主な改正点は、給与条例の整備により、休日の規定の一部について不用となつた部分を削除しました。

川辺町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正

土曜閉庁実施に向けて規定を整備  
(全会一致)

水道事業に携わる職員の給与等に関する事項については、一般職員とは別に条例を定めて運用していますが、平成二年四月一日から実施の土曜閉庁に関する条文を整備しました。

一般職と同様に所要の勤務を必要としない日に勤務をした場合における代休制度などについて整備を図りました。

川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正

退職報償金の支給額を改正  
(全会一致)

川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正

(全会一致)

退職報償金は、非常勤消防団員として五年以上勤務して退職した者に、その勤務年数や階級に応じて支給されていますが、今回非常勤消防団員の待遇改善

補償基礎額などを改正  
(全会一致)

非常勤消防団員等の損害補償の充実を図るために国において政

を図るため施行令が一部改正されたため、本町もこれに準じて退職報償金の支給額を別表のとおり引き上げました。

別表 退職報償金支給額表

(単位：円)

| 階級     | 勤務年数          |                |                |                |                |         |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|
|        | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 | 25年以上<br>30年未満 | 30年以上   |
| 団長     | 110,000       | 220,000        | 320,000        | 435,000        | 585,000        | 750,000 |
| 副団長    | 100,000       | 200,000        | 275,000        | 370,000        | 520,000        | 680,000 |
| 分団長    | 95,000        | 190,000        | 260,000        | 350,000        | 490,000        | 645,000 |
| 副分団長   | 90,000        | 180,000        | 245,000        | 330,000        | 460,000        | 615,000 |
| 部長及び班長 | 80,000        | 160,000        | 220,000        | 300,000        | 405,000        | 550,000 |
| 団員     | 70,000        | 150,000        | 210,000        | 275,000        | 370,000        | 520,000 |

組合への加入および  
手当組合規約の一部を  
改正

岐阜県市町村職員退職  
手当組合規約の一部を  
改正

令の一部が改正されたため、本町も所要の整備を行いました。主な改正点は、消防団員以外の者で消防、水防作業に従事したり、救急業務に協力し、万一死亡等の事故にあつた場合の補償基礎額を一日につき、これまでの「六千六百円」から「六千八百円」としました。

また、非常勤消防団員等が公務により死亡などの事故があつた場合の損害の補償基礎額とおり改正しました。

| 別表 補償基礎額表 (単位:円) |       |         |        |
|------------------|-------|---------|--------|
| 階級               | 勤務年数  |         |        |
|                  | 10年未満 | 10年~20年 | 20年以上  |
| 団長及び副団長          | 9,940 | 10,720  | 11,500 |
| 分団長及び副分団長        | 8,370 | 9,150   | 9,940  |
| 部長、班長及び団員        | 6,800 | 7,590   | 8,370  |

本町職員の退職手当の支給に関する事務については、本組合に加入している県下他市町村とともに共同処理されています。今回の改正は、この組合へ新たに「高須輪中衛生施設利用組合」と「中濃消防組合」が加入し、「可児青年の家事務組合」等が脱退することに伴うもので、提案どおり承認しました。

### 平成元年度川辺町一般会計補正予算(第三号)

#### 大谷公園整備工事費などを追加補正

(全会一致)



整備される大谷公園

大谷公園整備工事費、川辺ダム湖周辺整備調査委託料など、合わせて三千四百四十一万八千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ二十五億八千七百三十万九千円としました。

歳入歳出補正額の内訳は、次のとおりです。

|      |        |
|------|--------|
| 県支出金 | △一、七八七 |
| 繰越金  | 三四、三三〇 |
| 諸収入  | △一、六九九 |

△は減額、単位千円

総務費  
民生費  
農林水産業費  
商工費  
土木費  
消防費  
教育費

△六、六〇八  
六〇  
二、五五九  
九七  
三八、二八七  
△九九  
一二二

### 平成元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

#### 退職被保険者療養費などを補正(全会一致)

松くい虫被害木駆除促進事業補助金六十二万五千円、全国消費実態調査委託金六十万六千円、防団員退職報償金に係る基金受け入れ△百七十一万円など

退職被保険者の療養費が急激な伸びとなり、予算不足が予想されることと老人保健医療費拠出金の本年度拠出額が決定されたための予算措置で、歳入歳出

決算認定提出にあつての町長説明

四会計の決算認定の提出にあつて、冒頭に町長より次のよ

旧法務局防護柵設置工事費百三万八千円、石神用地家屋解体および竹林整理費二百万円、ふるさと創生基金積立金△一千万円、農村活性化土地利用構想策定委託料八十三万五千円、松くい虫被害木駆除促進事業委託料七十三万一千円、美濃川辺線道路改良事業負担金六十五万円、国道四一八号線道路改良事業負担金五百二十三万五千円、川辺ダム湖周辺整備調査委託料一千円、大谷公園実施設計委託料百九十万円、大谷公園整備工事費二千万円、消防団員退職員はんてん購入費七十四万二千円など

それぞれ四百五十五万一千円を増額補正し、総額を四億四千三百五十六万円としました。

### 昭和六十三年度川辺町一般会計歳入歳出決算の認定 (全会一致)

#### 昭和六十三年度川辺町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 (全会一致)

#### 昭和六十三年度川辺町学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定 (全会一致)

#### 昭和六十三年度川辺町別会計歳入歳出決算の認定 (全会一致)

うな説明がありました。

『昭和六十三年度についてわが国の経済事情は諸外国からの外圧にもかかわらず内需が堅調に推移し、好況のうちに終了したが、国家財政は近年改善の方向にあるとはいっても、依然大幅な財政赤字であり、引き続き厳しい状況が続いている。

地方財政においても、国庫補助負担率は引き下げられた状態が続くなど時代は大きく転換しつつあり、高齢化の進行、住民の価値観の多様化が進む中、厳しい状況にあつたが、本町としては、東アジア漕艇国際大会を

開催するなど諸事業について積極的に取り組み、財政の効率的運用をもつて地域の活性化の実現に向け努めてきた。その成果の概要を監査委員の意見書とともに提出しているので、よろしくご説明がありました。

議会は、決算審査特別委員会を設置、委員五名を選任したあと、審査を委員会へ付託することとしました。

※ 審査結果の概要是六一七ページに掲載しております。

## 意見書を採択

## 関係各大臣へ提出

岐阜県公立小中学校事務職員組合から提出されていた陳情書

について、議会から審査の付託を受けた総務文教委員会は、こ

の陳情書の採択を決め、次の意

見書を本会議に提案しました。

同意見書は全会一致で採択され、関係各大臣へ送付すること

### 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

提出者 佐伯幸信  
賛成者 船戸進

第三回臨時会が九月四日、午後二時から開会され、会期を一日と定めて、川辺町消防防災無線通信施設整備工事の請負契約の締結について審議し、全会一致で可決しました。

この施設は火災、台風、地震などの災害時における緊急放送や、平常時には町の行事など一般行政に関するさまざまな情報を町民のみなさんに提供する無線通信システムです。

これは、役場に本部をおき、各世帯に一台ずつ貸与される戸別受信機や町内二十二ヶ所に設置される屋外スピーカーを通じて情報が伝えられるほか、庁用車や消防車には移動系無線など

賛成者 酒向芳喜  
〃 渡辺節夫  
\* \* \*

政府は、昭和六十年度予算編成以来、再三、義務教育費国庫負担制度の見直しを行ってきたが、平成二年度予算編成に当たっても、公立小中学校事務職員および学校栄養職員に対する給与費の根幹をなす国庫負担の削減を検討している。

しかるに、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大を防災行政業務の一環として本年度主要施策の中での最大の事業で、この工事の請負契約の締結について次のとおり決まりました。

一、契約の目的 川辺町消防防災無線通信施設整備工事

三、契約金額 二億三百九十四万円

四、契約相手方

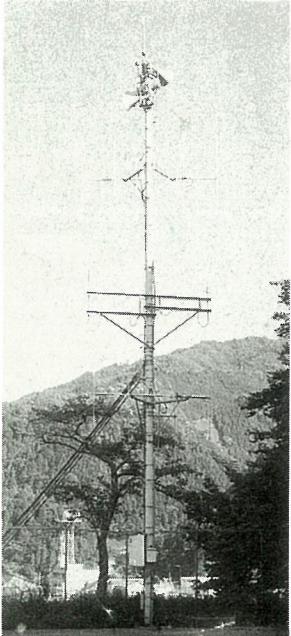
名古屋市中区

錦二丁目十一番二十号

沖電気工業株式会社中部支社

支社長 木村利雄

五、工事の場所 川辺町全域



町内22ヶ所に設置される「屋外拡声子局」(白川町で)

もたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響をおよぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員および学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出す

(提出先) 内閣総理大臣はじめ大蔵、文部、自治の各大臣

## 昭和六十二年度各会計の決算

# 決算審査特別委員会に付託

## 審査報告どおり本会議で認定

町財政の収入・支出決算は四月から翌年三月まで年度ごとに区切られて行われます。そして、法律の定めるところにより監査委員の審査を受け、その意見書をつけて議会で認定されなければならぬとされています。

昭和六十三年度の一般会計および国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、学校給食共同調理場特別会計の各会計の認定について、定例会初日の九月十九日に上程され、収入役の説明を受けたあと、同日設置された決算審査特別委員会に審査を付託しました。

特別委員会は、議会休会中の二十一、二十二、二十五日の三日間会議を開き、各決算書の審査を行いましたが、留意すべき点はあつたものの各会計とも認定すべきものと決定し、二十七日の本会議に報告し、いずれも原案どおり認定しました。次に、委員会での審査結果についてお知らせしますが、決算のあらましについては、「広報かわべ」の十一月号に掲載されていますので、ここでは省略させていただきます。

### 審査の経過

審査に当たっては、委員各自

が全般にわたり審査するとともに、認定第二号については船戸進委員、田原芳郎委員、認定第三号については酒向芳喜委員、認定第四号については井上幹雄委員、認定第五号については佐伯幸信委員がそれぞれ審査にあ

る。決算審査特別委員会の委員は次のとおり。委員長＝田原芳郎、副委員長＝船戸進、委員＝酒向芳喜、井上幹雄、佐伯幸信

平成元年九月十九日の定例会において審査の付託をうけた認定第二号から認定第五号までの別明細書、歳入歳出決算書等関係する帳簿等を調査照合し、審査を終了したので会議規定第五十八条の規定により報告する。

別明細書、実質収支に関する調

## 審査結果報告書

### 審査事項

#### 一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算の認定について (認定第一号)

#### 二、昭和六十三年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(認定第二号)

#### 三、昭和六十三年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(認定第三号)

#### 四、昭和六十三年度学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定について(認定第五号)

### 質問に対する回答並びに 留意すべき事項

#### 一、一般会計について

#### ①町税の滞納繰越分の整理について

本委員会は付託された認定第二号より認定第五号について、すべて認定すべきものと決定した。

②財政運営と災害等を考え、二

・基金積立額は利息分を計上し

会議長も審査の会議に同席し、それぞれの立場より質疑に立ち会い、必要に応じて担当する課の課長、係の出席を求め説明をうけた。

九月二十五日にまとめの会議を開き、委員会としての結論を決定した。

●今後も流域下水道事業、ふるさと創生関連事業等、今後の事業にも留意していかなければならぬと思う。

③当初予算における繰越金三千万円に対し、決算額一億五百九十八万四千円となつたことについての回答として、

●今後は、各課に予算整理を徹底して万全を期したい。

④諸収入の中で、水位低下に伴う補償金についての回答として、中部電力からの発電所新設工事による「ダム」の水位低下に係る補償金として、七百八十万円収納した。

⑤町税の滞納繰越分の整理については、今後一層の努力が必要である。特に十万円以上の滞納が町県民税、固定資産税で各八件。百万円以上の町県民税滞納が四件あり、これら高額滞納者の一掃に格段の努力を要望する。

⑥財政運営と災害等を考え、二・三億円くらいは必要である。

⑦民生費＝社会福祉費、児童福祉費の中で県負担金、補助金について今後は的確な予算編成に努められたい。

⑧歳出について

①総務費＝全般としては、構

比率の高い中での執行率は評価できるが、なお一層の執行率向上に努力されたい。

②民生費＝社会福祉費、児童福

祉費の中で県負担金、補助金について今後は的確な予算編成に努められたい。

③農林水産業費＝全般にわたり評価でき、問題点はない。

④教育費＝小学校費の中での不使用額七百四万九千六百八十四円については、西小学校の大規模改修事業を行つたためであるが執行率は低率であり、予算編成に当たつては適切な計上をされるよう留意されたい。

⑤土木費＝土木行政における「今後の長期の実施計画」についての考え方として、

- 中期的計画としての整備は、毎年実施しているが、長期計画については、十分検討しながら前向きに考えていきたい。
- 衛生費＝水道高料金対策に関する監査意見「繰出基準との関係を考慮して、最少限度の繰出しの方向で検討されたい」についての回答として、
- 高料金対策としての繰出しがやむを得ない。

**二、国民健康保険事業特別会計**

①一般会計繰入金に対する監査意見について、事務費持ち出し分と波及増医療費に係る保険者負担分のみの補助では、極めて少額であり、保険税の適正負担のため、三千万円程度はやむを得ない。

**四、学校給食共同調理場特別会計について**

予算現額五千八百三十八万三

六千三百円、現在までの収納額六千九百九十五円十円、現在滞納額四十五万六千七百九十九円（八件）であった。

③滞納繰越分の解消については本年度（平成元年度）から一部事務の電算化により余力を滞納整理にあてており、本年度は現在まですでに昨年度一年間の収納額を解消している。

当面、現年度課税分の滞納一掃に努めている。

予算現額と収入済額との比較が五百八十万三千円と高額になったことについて、その主たる原因是、当初予算においては百九十五食分計上してあるが、給食を必要としない諸行事のためである。しかしながら、行事はある程度予想できることであるから、今後はこの点に一層留意されたい。

### 一般会計決算の状況

歳入総額 23億8,376万円

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 町 税       | 8億5,700万円<br>(36.0%) |
| 地方交付税     | 7億5,446万円<br>(31.7%) |
| 国庫支出金     | 1億5,696万円<br>(6.6%)  |
| 諸収入       | 1億5,526万円<br>(6.5%)  |
| 繰越金       | 1億598万円<br>(4.4%)    |
| 県支出金      | 1億586万円<br>(4.4%)    |
| 使用料、手数料   | 6,475万円<br>(2.7%)    |
| 自動車取得税交付金 | 3,987万円<br>(1.7%)    |
| 地方譲与税     | 3,857万円<br>(1.6%)    |
| その他       | 1億505万円<br>(4.4%)    |

**三、老人保健特別会計について**

予算現額四億三千五百七十五万七千円に対して支出済額四億八百四十七万六千円であり、不適用額二千七百二十八万一千円、前年度比二〇・四%増となつている。

今後、高齢化社会を迎えて年ごとに医療費の増加が見込まれている。高齢者に対しては、保健センターの活用も含め、健

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 民生費    | 5億5,655万円<br>(25.0%) |
| 教育費    | 3億8,285万円<br>(17.2%) |
| 総務費    | 3億4,702万円<br>(15.5%) |
| 公債費    | 2億2,372万円<br>(10.0%) |
| 土木費    | 2億1,949万円<br>(9.8%)  |
| 農林水産業費 | 1億5,088万円 (6.8%)     |
| 衛生費    | 1億4,669万円 (6.6%)     |
| 消防費    | 9,998万円 (4.5%)       |
| 商工費    | 4,791万円 (2.1%)       |
| その他    | 5,517万円 (2.5%)       |

### 会計別決算の状況

（千円未満四捨五入）

| 会計別           | 区分 | 決算額        |
|---------------|----|------------|
| 一般会計          | 歳入 | 23億8,376万円 |
|               | 歳出 | 22億3,026万円 |
| 国民健康保険事業特別会計  | 歳入 | 4億4,829万円  |
|               | 歳出 | 4億2,997万円  |
| 老人保健特別会計      | 歳入 | 4億1,399万円  |
|               | 歳出 | 4億848万円    |
| 学校給食共同調理場特別会計 | 歳入 | 5,263万円    |
|               | 歳出 | 5,255万円    |
| 合計            | 歳入 | 32億9,867万円 |
|               | 歳出 | 31億2,126万円 |

一  
般  
質  
問

そこが聞きたい

第三回定例会の一般質問は、会期最終日の九月二十七日に行われ、五人の議員が登壇して当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針について質問しました。

その質問と執行部の答弁の内容は次のとおりですが、紙面の都合で要約しております。

(順序は発言通告書受付順)

**船戸  
進議員**

**降雨による災害の防  
止対策について**

①大雨災害が想定される危険地域、箇所の把握とその対策について

降雨による災害の防  
止対策について

大雨による災害が想定され  
る危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。

大雨による災害が想定さ  
れる危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。

大雨による災害が想定さ  
れる危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。

大雨による災害が想定さ  
れる危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。

ものと思う。また、新たな情報を得る上で大きな働きをするものと考えるがどうか。

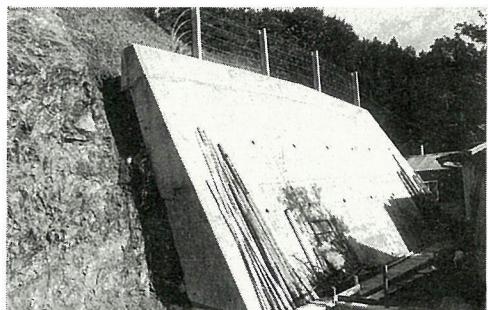
急傾斜地崩壊危険地域など三点を想定、広報等により周知を図つていきたい

大雨による災害が想定される危険地域、箇所の把握とその対策について

大雨による災害が想定され  
る危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。

大雨による災害が想定さ  
れる危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。

大雨による災害が想定さ  
れる危険地域、箇所が十分把握  
されているか。またその対策は  
どうか。



急傾斜地崩壊防止工事(鹿塩地内)

次施工しています。現在までに九地区的工事が完了あるいは施工中であり、今後も国、県などとも協議し、崩壊防止工事を行つていきたい。

▼土石流の発生危険地域における対策については、降雨、地震、あるいは中小河川の増水による土石流の発生が考えられるが、防止策としては砂防えん堤、

所、②土石流発生危険地域（指定十四箇所）、③山腹崩壊危険地域（指定二十七箇所）の三点を想定しています。

対策については、

▼急傾斜地崩壊地域では、斜面からの崩壊を防止するため毎年、県においては公共急傾斜地崩壊防止、また町では県単急傾斜地崩壊防止の各施設工事を順

性の見直しの必要について

②河川改修推進の緊急性と安全性の見直しの必要について

問 先日の降雨により飯田川

が、またそれより以前には雄鳥川の一部護岸がそれぞれ損壊している。両河川および神坂川の上流域、ゴルフ場につながり、大きな影響を受けているものと考へる。

鹿塩ゴルフ場は、時間雨量百二十ミリまで耐え得るよう設計されています。この豪雨の際にも洪水調整池がどのような状態になつてゐるかを調査をしたが、満水になつてオーバーしているところはなかつた。

河川改修は現在飯田川、雄鳥川上流部で行っていますが、今後も順次計画をたて、国・県と協議しながら実施していく。③下川辺内森地内の排水対策について

問 先日の降雨時の状況に見られるように、下川辺内森地内の排水対策は早急に必要としており、来年度といわず本年度事

から崩壊を防止するために、荒廃の林地においては復旧治山、緊急治山等の工事を行い、また

改修計画をたて、国・県と協議しながら実施していく

答 (土木課長) 本町には、かしおゴルフ場と一部本町の地域内にある賑済寺、さくらカントリーゴルフ場がありますが、開発計画の申請が出された時点において都市計画法による国の開発基準、また県の開発指導要綱等により排水について規制し、洪水分調整池をつくり、法面等は土砂の流出を防ぐ工法を指導し、本町のゴルフ場においても、これがなされています。こうした防災ダムの施設については、時間雨量百二十ミリの雨量にも耐え得るよう設計されており、下流への影響は少ないと考へています。

先般の豪雨の際にも洪水調整池がどのような状態になつてゐるかを調査をしたが、満水になつてオーバーしているところはなかつた。

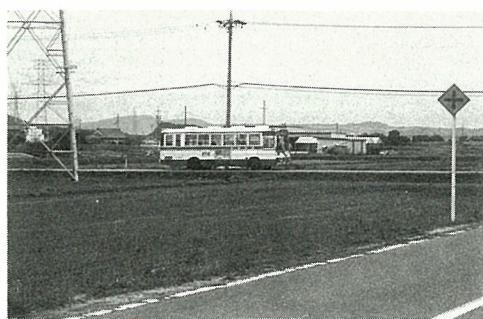
河川改修は現在飯田川、雄鳥川上流部で行っていますが、今後も順次計画をたて、国・県と協議しながら実施していく。③下川辺内森地内の排水対策について

問 先日の降雨時の状況に見られるように、下川辺内森地内の排水対策は早急に必要としており、来年度といわず本年度事

業として直ちに着手し、来年の雨季に間に合うようにすべきであると思うが、考えをお聞かせ願いたい。

排水がスムーズにいくよう改良してあるので、その推移を見守つていただきたい。

答（土木課長）ご指摘の排水要望の箇所については、先般の豪雨のときは浸水してみなさんが迷惑をかけたことと思うが、この箇所は、昨年にも一部浸水の被害があり直径三十センチのヒューム管を材料支給し、布設を完了している。布設したときに、取り付けの穴が小さく、排水がスムーズにいかなくて一部浸水の原因となりましたが、今回これを改良してあるのでその推移を見守つていただきたい。



三和線を走る路線バス

町内の公共交通のあり方について

問 町内の公共交通のあり方についてであるが、手っ取り早くいえば町営バスを走らせてほしいということである。

この問題については、一昨年十二月議会でも質問しているが、當時町長は『極めて重要なことであろうかと思うが、いろいろな面から現時点では考えていない』

い。』と、答弁されたが再質問に對しては、『将来にわたっては十分検討していただきたい。』とも答弁されている。それ以来一年九か月経ち、また第三期遠藤町政がスタートした現在、一つ真剣に取り組んでみてはどうか。

この問題は、路線バスの廃止により足を奪われた周辺地区の人々の切実な要求である。もし、営業的要素をもつ町営バスが困難であれば保健、治療、福祉を目的とした町内の施設利用のための『福祉バス』として実施できなか。併せて、路線バス三和線が廃止されるとのうわさを聞いたが、事実かどうか。もし、事実であれば、町はどのような対応をお考えかお尋ねしたい。

は、乗車率の向上を図るために、また運行を持続していくため町の補助金と地元鹿塩区民のみなさまが一戸、月千円の回数券を購入されて運行がなされています。

現在、三和線は平日においては美濃太田行が三回、三和の古市口行が昼間と夜間であるが二回、また日曜日、祭日においてはそれぞれ三回が運行されています。

しかし、昼間の乗客がほとんどないということで、昼間の運行については廃止をしたいといふ要望が出されたが、町としては現状で運行していただくようお願いしてきたところ、当分の間は現状でいくという回答をい

## 町営バスの創設は、きわめて難しい

ただいております。

こうした中で町営バスの創設については、特に下麻生地区のみなさんからの要望が多く、十分検討はしていますが、現状で

生命にかかる事態も想定されどうしても複数の人を配置する必要があると思う。

今年は、大谷公園もつくられるので、これを機会に複数の管理人を配置して万全を期すべきではないかと思う。当局の見解をお聞かせ願いたい。

## 検討していただきたい

答（土木課長）山楠公園の維持管理については、現在一名の方を嘱託員として採用し、年間三百日以上の出役をいただき、公園全体の維持管理業務をしていただいている。また、松くい虫等によつて枯れた松の木の倒木とか野球場の法面の草刈り等については、維持作業ということで年間三十日ほど行っていますが、区域も大変広く完全な維持管理には至っていない面もあります。

ここで年間三十日ほど行つてますが、区域も大変広く完全な維持管理には至っていない面もあります。

しかし、遊歩道にかなり雑草の生えているところがあり、また倒木が横たわっているところがあつた。町民の憩の場として巨費を投じて造つたせつかくの公園も、もう少し手入れをして気分よく散策できるようにしてほしい。

本年度予算では非常勤管理人一人と三十人分の草刈り人夫賃合わせて百十九万一千円が組まれているが、これで果たして十分な管理と行き届いた手入れができるだろうか。また、管理人が一人だけであると、周囲に人が

防災訓練中止に代わる他の計画はあるか

**酒向芳喜議員**

## かわべ議会報 No.41

は、悪天候のため止むなく中止となつたが、町は常日頃、防災面においてあらゆる角度から検討されていることと思う。

台風、地震、火災等から受けられる被害を少しでも減らすための対応が必要であり、それには地域住民への防災意識の高揚を今以上に図らねばならない。川辺町広報あるいは来年度からの消防防災無線等の活用により、町民へのPRを行わなければならぬと思う。

本年度の防災訓練は中止になつたが、これに代わる何か計画があるかどうか。もしあれば具体的に説明願いたい。そして、実施していただきたい。

参加団体との関係で  
本年度の訓練は困難

この質問のこれに代わる別の計画については、こうした訓練への参加機関が非常に多く、それらの団体においては行事がふくそうしていることから、今年度における訓練の実施は困難であると考えます。

しかし、総合的な防災体制の確立は非常に大切なことであると考えています。

消防防災無線は、もとに、住民意識の高揚を図るために、住民との有機的な連携をもとに、住民への周知徹底等について今後十分検討していただきたい。

消防防災無線は、来年四月開局を目指し現在整備を進めていますが、これについても充実した機能となるよう努め、訓練、住民への周知徹底等について今後十分検討していただきたい。

みなさんの協力をいた  
だき進めていきたい

その時点において、それぞれの事業について議会のみなさま方のご協力をいただき特別委員会の設置もお願いし、町民のみなさま方の一層のご協力を得ながらその実現に努力していきたい。

土地所有者のご理解とご協力が必要であることはいうまでもなく、農地については農業振興地域の除外が必要あります。現在、農村活性化土地利用構想の実施に努力されたい。町長のお考えをお聞かせ願いたい。



放送は、有効に聴取できる時間帯を…(白川町で)

答(総務課長) 本年度の防災訓練は第三回目を迎え、消防団をはじめとして関係各機関の大変なご尽力を賜り、準備態勢も整い、実施に向けては万全を期していました。ところが、当日は前線の停滞によって豪雨となり大雨警報が発令され、朝に止むなく中止と決定されました。

## 田原芳郎議員

福祉センター等の建設にあ  
たり、特別委員会の設置を

問 町長の公約されている老人福祉センターの建設、総合グランドの新設はたいへん大きな事業である。このような構想を遂行するにあたっては、所管の課だけで立案、計画するのでなく、町内の各界各層の有識者の

答(町長) 私の公約として取り上げた福祉センターと総合グランドの新設についての特別委員会設置についてのご意見であります。が、福祉センターについては建設の目的として、すでに用地取得を行い、今定例会においても取得地内の家屋等の整理について予算をお願いしているところであります。また、ダム湖周辺整備事業についてもその計画策定のための調査費をお願いしています。こうした事業との関連もあるので、併せて検討していただきたい。

防災無線の放送時間  
帯は実効あるものに

答(町長) 私の公約として取り上げた福祉センターと総合グランドの新設についての特別委員会設置についてのご意見であります。が、福祉センターについては建設の目的として、すでに用地取得を行い、今定例会においても取得地内の家屋等の整理について予算をお願いしているところであります。また、ダム湖周辺整備事業についてもその計画策定のための調査費をお願いしています。こうした事業との関連もあるので、併せて検討していただきたい。

答(総務課長) この事業は、消防防災無線通信施設を整備することによって、本年度の主要事業の一つとして、すでに事業にとりかかっています。この施設は防災対策を総合的かつ機能的に推進することと、平常時ににおける一般行政放送を行うものであります。これにより町民のみなさま方に情報を提供し、福祉の向上に役立てることが大きな目的であり、従って、放送する時間帯等については、その骨格となるプログラム(コンピュ

ーター方式)について現在業者と打合せを行つております。今後、研修あるいは検討を行い、ご要望のとおり、充実したものにしていきたい。

## 飼い犬のふんの処理について

問 本町では現在、正式に登

録してある飼い犬の数は五百七頭で、未登録を含めると千五百頭くらいいると、聞いている。

これらの犬の散歩時に糞(ふん)の处置をされないため、付近の民家に大変迷惑をかけるという話をよく聞く。以前は飼い主の認識が大変よかつたが最近は薄れてきた感じがする。飼い主の自覚を促すということで機会をとらえてPRされた



散歩中の犬の糞は、飼主が責任を持って始末しましょう。

答 (住民課長) 犬のふんの処理については、本年四月にもPRしていますが、十月にもさつそく『犬は正しく飼いましょう』と、パンフレットを各戸配布するとともに、広報等にも掲載する計画です。

## 各戸へパンフレット等によりPRしたい

### 佐伯幸信議員

#### 町営バス運行の実現を

### 『福祉バス』の研究を進めていきたい

あり、経営がなり立たなければ廃止も止むを得ないことである。しかし、これに代わる町営バスが運行されれば町内の交通が便利になり、人の往来が盛んとなり、町の活性化にも役立つものと思う。町営バス運行についてご理解いただくとともに、本市発展のため実現にご尽力願いたい。

答 (町長) かつては上米田地区を走っていた路線バスも、また上麻生・美濃太田間の路線バスも、乗車率が大変少なくなつて採算が合わないということで、いずれも廃止されました。

こうした中での町営バスの運行については、きわめて望ましいことですが、経営がなり立たないということで廃止されただけあります。そこで、このままではおたずねする。

車の発達により生活環境も大きく変り、自家用車の増加によつてバスの利用客も減少の一途をたどっている。そして、昭和六十二年四月からは美濃太田・上麻生間のバス路線が廃止されることになり、町としては存続を陳情されたが、相手が企業で

従つて、先ほど船戸議員の質問に対して答弁したように、福祉バスというようことで十分研究を進めていきたい。

### 下麻生西屋敷地内の側溝建設をお願いしたい

問 町道大野西屋敷地内の側溝建設をお願いしたい

局の許可については、大変難しいうように聞いています。

町営バスの運行は、大変望ましいことありますが、こういったことからきわめて困難であり、こうした経営をすることにおいて路線バスと同じように乗車率が少ないということになると赤字的な経営をしなければなりません。

### 他の箇所も含めて現地調査し、対処したい

答 (土木課長) 道路の側溝新設あるいは改良等については、順次整備を進めているところであります。ご指摘の箇所を含めて、先般の豪雨により浸水した箇所が何箇所もあつたので、それらを含めて現地を調査するので、その調査によってご要望にそえるよう対処していきたい。

### 全線にわたって要望にそえるよう対処したい

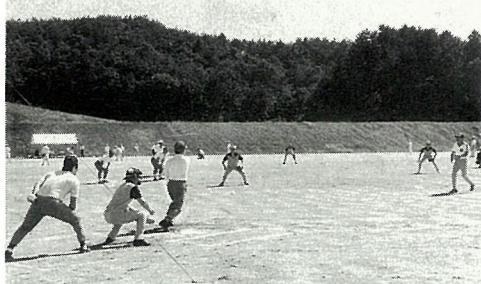
答 (土木課長) 道路の維持修理においても、町内全域について道路パトロール等を実施し、穴埋め等、修理を行つています。古町地内の箇所について一部穴のあいた所は、先般補修を完了していますが、全線にわたつ

# 議会日誌

平成元年  
8月21日  
～  
平成元年  
10月26日



- 8月21日 議会全員協議会開催。委員会協議会の日程等を協議。
- 23日 議会報編集委員会開催。40号
- 9月2日 編集について協議。
- 4日 第3回臨時会開会。議案1件を審議。
- 5日 中学校立志式に議員出席。(高山市)
- 6日 土木委員会協議会開催。元年度補正予算等を審議。
- 7日 厚生経済委員会協議会開催。元年度補正予算等を審議。
- 8日 総務文教委員会協議会開催。元年度補正予算等を審議。
- 11日 郡議長会
- 14日 各一部事務組合議会に議長出席。(美濃加茂市)
- 19日 第3回定例会開会。会期決定、町長提案説明、議案一括上程、議案説明、質疑、決算審査特別委員の選任、審査付託。
- 21日 決算審査特別委員会開催。63年度各会計の決算を審査。
- 22日 加茂、可児郡議会議員ソフトボール大会に参加。(富加町)



- 27日 定例会本会議、一般質問、討論、採決、決算審査の報告および採決、意見書採択、閉会。
- 10月5日 三町(七宗、八百津、川辺)議会議員親善ソフトボール大会に参加。(八百津町)
- 14日 長野県下諏訪町民レガッタを視察。
- 15日 中濃、東濃、飛驒正副議長会。(笠原町)
- 20日 議会全員協議会開催。下水道事業について。
- 26日 議長会定期総会(岐阜市)。独居老人と語る会副議長出席。

## 井上幹雄議員

てはご要望にそえるよう、現地をよく調査し、対処していきたい。

**木曽川右岸流域下水道事業の取り組みについて**

木曽川右岸流域下水道事業の本町の下水道支線の工事が平成三年頃よりはじまるということを聞いているがどうか。また昨年十一月、下水道事業に対する町民意識調査を実施されたが、それによつてある程度、町の考え方を把握されたことと、思つておられるか。また、平成三年頃より工事を着工するともなれば、

**答(企画室長)** 木曽川右岸流域下水道事業については、昨年十一月、その対象地域のみなさ

**平成三年度着工を目標に、みなさんのご理解、ご協力を得ながら進めたい**

今後はそうした区域ごとに見合ったPRが必要ではないかと思います。

本年度は下水道事業の準備段階として、今回の補正予算で、下水道技術職員養成のための研修費用等もお願いしています。

本年度は下水道法による知事の事業認可の申請並びに都市計画法に基づく認可の申請を行います。これらの諸手続きには具体的な設計概要や資金計画、その他必要な事業計画を明示しなければなりません。

事業計画の作成、町民へのPRなど実施するについてはいろいろ問題がでてくることと思う。これらの問題を解決し、町民の協力を得て効率よく推進するには、町としても本腰を入れてこの大事業に取り組まなければならないと思うが、どのような気持ちで、また方向で取り組んでいかれるか。

PRがたがた意識調査を行いましたが、この調査結果も踏まえ、将来にわたる町全域の下水道整備構想、エリアマップの作成を現在進めているところであります。これは事業の効率性・経済性・地域性などを考え、多様な下水処理システムのうち、流域下水道事業で実施する区域、農業集落排水事業で行う区域、小型合併浄化槽で処理する区域などに分けています。

今後はそうした区域ごとに見合ったPRが必要ではないかと思います。これに伴つて調査測量や計画図書の作成等も必要となります。

本年度は下水道法による知事の事業認可の申請並びに都市計画法に基づく認可の申請を行います。これらの諸手続きには具体的な設計概要や資金計画、その他必要な事業計画を明示の問題、その他の諸問題については議会のみなさん方にご相談申し上げ、推進していくしかねばならないと考えております。

Rなど実施するについてはいろいろ問題がでてくることと思う。

PRがたがた意識調査を行いましたが、この調査結果も踏まえ、将来にわたる町全域の下水道整備構想、エリアマップの作成を現在進めているところであります。これは事業の効率性・経済性・地域性などを考え、多様な下水処理システムのうち、流域下水道事業で実施する区域、農業集落排水事業で行う区域、小型合併浄化槽で処理する区域などに分けています。

今後はそうした区域ごとに見合ったPRが必要ではないかと思います。これに伴つて調査測量や計画図書の作成等も必要となります。

本年度は下水道法による知事の事業認可の申請並びに都市計画法に基づく認可の申請を行います。これらの諸手続きには具体的な設計概要や資金計画、その他必要な事業計画を明示の問題、その他の諸問題については議会のみなさん方にご相談申し上げ、推進していくしかねばならないと考えております。